



No.581
3 分間
税ミナール

令和5年1月11日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

法人税等調査件数、申告漏れ所得金額、追徴税額ともに増加

新型コロナウイルスの影響を受けつつも、税務調査件数、申告漏れ所得金額、追徴税額ともに増加していることが、国税庁が昨年12月に報道発表した令和3事務年度における法人税等の調査実績の概要により、明らかとなっています。

それによりますと、令和3事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人4万1千件(前年対比163.2%)について実地調査を実施した結果、申告漏れ所得金額は6028億円(同114%)、追徴税額は2307億円(同119.2%)、調査1件当たりの追徴税額は5701千円(同73%)となりました。

申告内容に誤り等が想定される納税者等に対しては、簡易な接触により自発的な申告内容等の見直し要請を6万7千件(前年対比98%)実施し、その結果、申告漏れ所得金額は88億円(同116.6%)、追徴税額は104億円(同167.5%)となっています。悪質な納税者には厳正な税務調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触により効率化を推進した結果が数値に現れています。

また、消費税還付申告法人に対する調査を強化した結果、仕入先と通謀して国内仕入れ(課税)を水増し計上するとともに、輸出に関する虚偽の資料を作成して輸出売上(免税)を水増し計上した事例などが発覚、総額372億円(うち不正還付111億円)が追徴されました。

海外取引法人に対する調査にも力を入れており、国外関連者から収受すべきロイヤリティ収入の計上漏れ、国外関連者に対して独立企業間価格より低い金額で商品を販売、暗号資産取引を海外取引所で行うことで売却益を除外するなどの事例が複数発覚し、総額1611億円の申告漏れが把握されました。

無申告法人に対する取組みも強化しており、資料情報のさらなる収集・活用を図り、積極的に調査を実施した結果、人材派遣業で得た収入について代表者名義の預金口座に売上代金を振り込ませることで取引を隠蔽した事例、不動産業で得た収入について取引に係る書類を破棄することで取引を隠蔽した事例などが発覚し、総額173億円が追徴されました。

不正発見割合の高い業種は、「その他の道路貨物運送」(32.8%)がトップ、次いで「医療保健」(31.2%)、「職別土木建築工事」(29.6%)、「その他の飲食」(28.4%)、「化粧品小売」(28.0%)などで、不正一件当たりの不正所得金額の大きな業種で見ますと、トップが「情報サービス・興信所」(72887千円)、次いで、「自動車・同部品卸売」(64723千円)、「鉄鋼製造」(63696千円)などとなっています。

「令和3事務年度法人税等の調査実績の概要(国税庁)」(令和4年12月)は、
こちらからご覧いただけます。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/hojin_chosa/pdf/01.pdf

